

■ 病壮健プラン（特定養老保険）

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更（財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。）や特約の追加等による変更契約もできません。

商品の特徴

- ・ 慢性疾患の治療を受けているものの、日常生活を支障なく送っていらっしゃる方を対象とした養老保険です。
- ・ 糖尿病、高血圧症を患っていらっしゃる方や、がん又は肉しゅにかかったことがある方でも、一定の症状の範囲であれば加入できた保険です。
- ・ 症状によっては加入できない場合もありました。

この保険の対象とする疾病及び加入可能だった一定の症状の範囲

対象疾病	一定の症状の範囲等
糖尿病	通院又は投薬治療によって血糖値が良好にコントロールされていること。
高血圧症	通院又は投薬治療によって血圧値が良好にコントロールされていること。
がん又は肉しゅ	根治手術を受けてから5年以上経過し、治癒したと考えられること（根治手術には放射線照射のみの治療は含みません。）。

加入できる可能性が少なかった場合(例)

- 1 現在入院中であるか又は医師から入院若しくは手術を勧められている。
- 2 糖尿病について、継続的にインスリン治療若しくは人工透析を受けている又は予定されている
- 3 高血圧症について、人工透析を受けている又は予定されている。
- 4 がん又は肉しゅについて、現在、医師から再発・転移の指摘を受けている。

- ・ お受け取りになる保険金額は、満期をお迎えになった場合は満期保険金額、亡くなられた場合は、その亡くなられた原因及び時期に応じて次の死亡保険金額となります。

死亡の原因 死亡の時期	不慮の事故等又は特定感染症によるものであるとき	不慮の事故等又は特定感染症によるものであるとき以外 のとき
基本契約の効力発生後 2年を経過する前	基準保険金額 (満期保険金額と同額)	基準保険金額の 5割に相当する額
基本契約の効力発生後 2年を経過し、3年を経 過する前	基準保険金額 (満期保険金額と同額)	基準保険金額の 8割に相当する額
基本契約の効力発生後 3年を経過した後	基準保険金額(満期保険金額と同額)	

契約種類と加入年齢

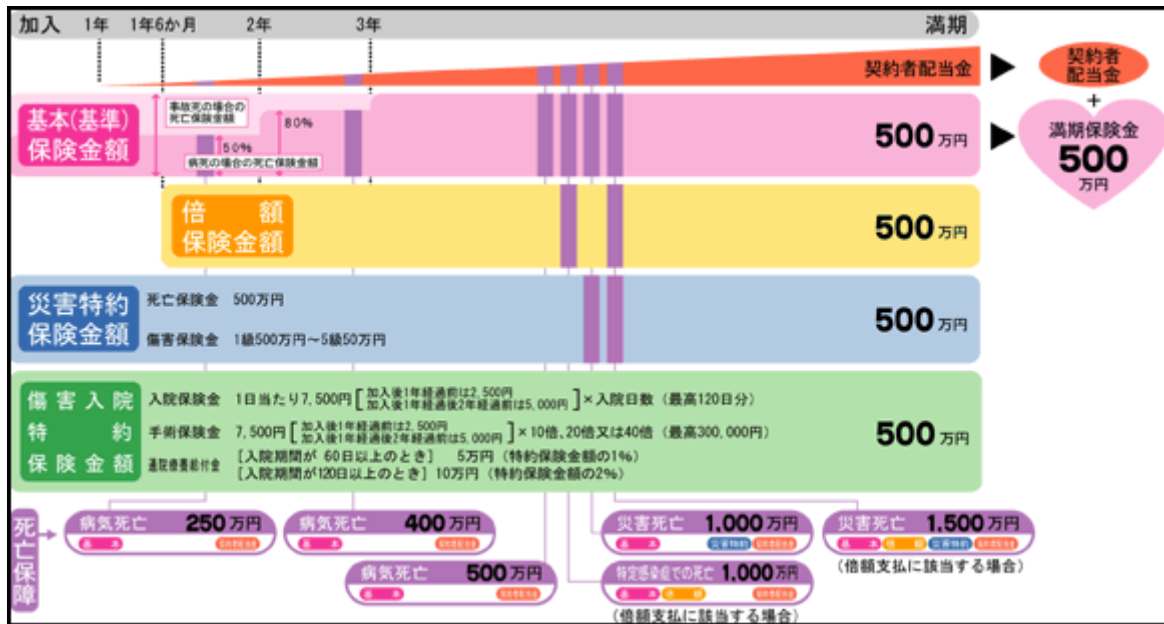
契約種類	被保険者加入年齢
10年満期	40～65歳

注意事項

- ・ ご加入いただいた保険金額は、100万円以上10万円単位で500万円まででした。
- ・ 特約は災害特約と傷害入院特約のみでした。
- ・ 一病壮健プランの保険料は、一般の簡易生命保険の保険料に比べて高く設定されています。また、加入年齢、性別等により、払い込まれる保険料の総額よりも、支払われる満期保険金額が少ない場合があります。(満期保険金額は、ほとんどの場合、払い込まれる保険料総額より少なくなります。)

基本保険金額500万円

〈 災害特約保険金額 500万円
 傷害入院特約保険金額500万円 〉に加入の場合



基本(基準) 被保険者が亡くなられたとき。

倍額 加入後1年6か月を経過し、事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき(重大な過失等がない場合)又は特定感染症で亡くなられたとき。

災害特約 事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき。

1年経過後から契約者配当金の発生状況により積み立てられ、契約の終了時等に支払
契約者配当金 います。また、一定の要件のもとに、お客さまのご請求により、いつでもお受け取りになれます。

- ・ 一つの基本契約に付加できる特約は、災害特約と傷害入院特約でした。
- ・ 特約保険金の支払額は、特約の種類ごとに通算して、その特約の特約保険金額をもってその限度としました。
- ・ 通院療養給付金は入院保険金の支払対象となる入院を60日以上継続し、退院後も引き続き通院や療養が必要な場合に支払います。